

広島城三の丸整備等事業の概要

1 経緯及び目的

本市では、令和2年5月に策定した「広島城基本構想」において、広島城全体で、①歴史・文化の発信拠点としての広島城の魅力の向上、②観光拠点としての魅力向上を通じた都心のトライアングルの回遊性の向上を図ることとしています。

このうち、三の丸については、飲食・物販施設など、観光客・市民からニーズの高い便益施設とともに、歴史・文化の発信の中心的な役割を担う展示収蔵施設の導入を図ることとしており、令和3年7月に、新たな機能導入の方針並びに整備計画及び管理運営に係る基本的な条件を定めた「広島城三の丸整備基本計画」を策定しました。

これらを踏まえ、広島城三の丸整備等事業（以下「本事業」という。）では、民間活力を活用したにぎわい施設等の整備を行うとともに、広島城一帯（以下「広島城区域」という。）の用地及び建物を一体的に管理運営することにより、市民サービスの向上や本市の財政負担の軽減を図りつつ、広島城が有する価値や魅力の一層の向上を目指します。

（これまでの取組）

令和元年10月 ～令和3年3月	広島城のあり方に関する懇談会の開催（計6回開催）
令和2年5月	広島城基本構想の策定
令和3年2月	広島城三の丸にぎわい施設等整備・運営事業（仮称）におけるサウンディング調査の実施
令和3年7月	広島城三の丸整備基本計画の策定
令和3年8月～	広島城の展示整備に関する懇談会の開催（計3回開催）
令和4年1月	追加ヒアリング調査の実施
〃	広島城展示等基本計画の策定

2 本事業の概要

(1) 広島城三の丸の整備

広島城三の丸において、飲食・物販施設、多目的広場、バス乗降場その他の整備を行う。

(2) 広島城区域に係る公の施設の管理

広島城区域の用地（本丸、二の丸、三の丸及び旧中央バレーボール場等）及び建物（天守閣、二の丸復元建物、広島城三の丸歴史館（仮称。以下「三の丸歴史館」という。））の一体的な管理運営を行う。

3 事業手法

(1) 整備手法

本事業において、飲食・物販施設、多目的広場、バス乗降場その他の整備に当たっては、本市の財政負担の軽減や民間事業者の参画意向等を踏まえ、都市公園法に基づく「公募設置管理制度（Park-PFI）」の手法を活用します。

なお、三の丸歴史館及び観光バス駐車場の整備に当たっては、従来の公共事業手法とします。

※ 公募設置管理制度 (Park-PFI) の概要

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設 (公募対象公園施設) の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる施設 (特定公園施設) の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。

((Park-PFI のイメージ))



(出典) 「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

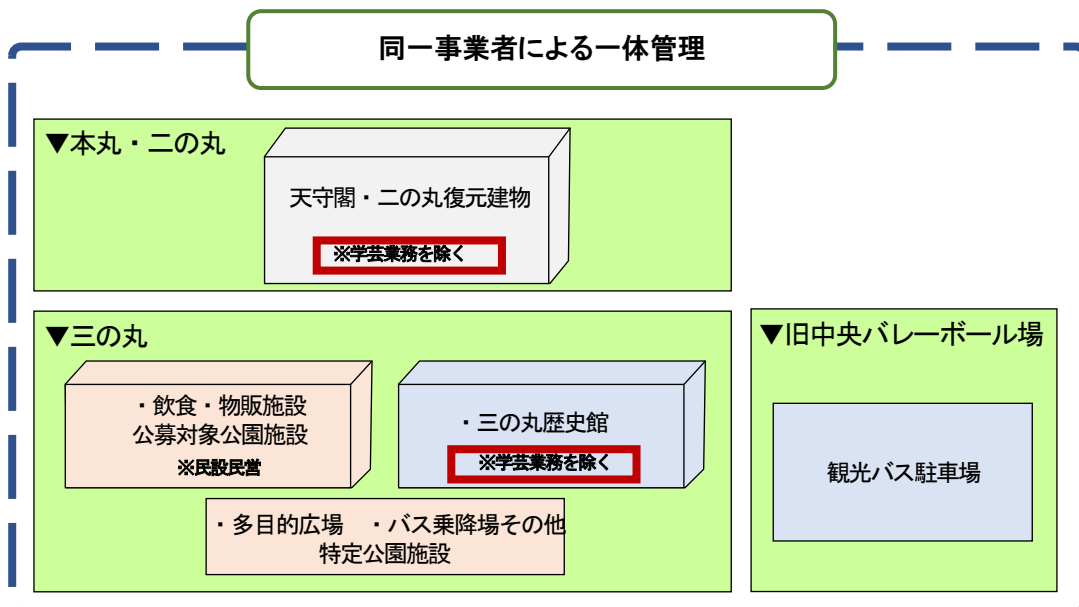
(平成30年8月 国土交通省) より抜粋

(2) 管理運営手法

本事業では、広島城区域全体で最適となる運営体制を構築することが重要であるとの考えの下、広島城区域の用地 (本丸、二の丸、三の丸及び旧中央バレーボール場等) 及び建物 (天守閣、二の丸復元建物、三の丸歴史館) について、同一の事業者がこれら全体の指定管理業務を担います。

なお、三の丸歴史館での展示企画など専門的なノウハウが求められる学芸業務については、別途事業者 (学芸事業者) を選定し、明確な役割分担と両事業者の連携の下、一体的な魅力の創出を図ることとしています。

(管理運営手法の考え方)



4 事業スケジュール

Park-PFI を活用した飲食・物販施設、多目的広場、バス乗降場その他の整備については、令和4年度に事業者を選定し、令和6年度の供用開始を目指します。

なお、本市が整備する観光バス駐車場及び三の丸歴史館については、それぞれ令和5年度、令和8年度の供用開始を予定しています。

(整備スケジュール)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観光バス駐車場の整備 [本市整備]	実施設計	撤去工事 新設工事	● 供用開始			
飲食・物販施設、多目的広場、バス乗降場その他の整備 [民間整備]	事業者公募 準備、公募	● 事業者選定	設計	● 工事 供用開始		
三の丸歴史館の整備 [本市整備]	展示基本計画	基本・実施設計		展示製作 ・建築工事	からし期間 ・展示移設 (天守閣閉館 ●)	● 供用開始

5 事業者選定スケジュール

別紙のとおり。

広島城三の丸整備等事業者選定のスケジュール

日程	主な内容
令和4年 2月1日(本日)	第1回選定審議会 ・公募設置等指針の概要(素案)について
2月	市議会への議案の上程 ・広島城三の丸歴史館条例の制定(三の丸歴史館の設置、利用料金の上限額の規定、指定管理者が行う業務の範囲の規定) ・広島城条例の改正(指定管理者が行う業務の範囲の規定) ・広島市公園条例の改正(中央公園バス駐車場及び中央公園広島城三の丸駐車場の設置、利用料金の上限額の規定、指定管理者が行う業務の範囲の規定)
5月	第2回選定審議会 ・公募設置等指針(案)について ・指定管理者候補の公募要綱(案)について ・評定要領(案)について
6月	市議会への報告 ・公募設置等指針(案) ・指定管理者候補の公募要綱(案) 市議会への議案の上程 ・公募に当たっての予算措置
7月	公募開始
7月～9月	募集期間
10月～11月	第3回、第4回選定審議会 ・設置等予定者の候補者等の選定について
12月頃	設置等予定者の選定
12月～1月頃	仮協定等の締結
令和5年 2月	市議会への議案の上程 ・指定管理者の指定 ・指定管理料に関する予算措置 ・財産の取得(特定公園施設) 公募設置等計画の認定 基本協定等の締結